

令和5年 第12回

仙北市農業委員会総会議事録

令和5年12月8日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和5年12月8日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎 1階101・102会議室

3. 出席農業委員 (15人)

1番	佐藤	和	3番	草	彌	良	孝			
4番	鈴木	八寿男	5番	小	玉	均				
6番	佐藤	一也	7番	大	石	知				
8番	小田嶋	比左子	9番	千	葉	智	永			
10番	藤	村	紀	章	11番	青	柳	良	信	
12番	門	脇	博	美	13番	齋	藤	瑠	璃	子
14番	高	橋	政	敏	15番	荒	木	田	浩	生
17番	藤	村	隆	清						

4. 欠席委員 (2名)

2番	佐藤	孝典	16番	眞	崎	純	孝
----	----	----	-----	---	---	---	---

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出
について

2. 議事

(1) 議案第61号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第62号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第63号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(4) 議案第64号

農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について

(5) 議案第65号

農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願について

(6) 議案第66号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(7) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 阿部 聡 参事 樫尾 健
主査 竹下 義博 主事 浅利 天夢

7. 書記

主事 浅利 天夢

8. 議事録署名員

5番 小玉 均 6番 佐藤 一也

9. 会議の概要

会長 定刻ですので、これより第12回仙北市農業委員会総会を開催致します。

会長 《会長挨拶》

議長 本日の出席委員は15名、欠席委員は2名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に5番小玉均委員、6番佐藤一也委員を指名します。会議書記は浅利主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

阿部局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時3分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

阿部局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

議長 ただいま説明がありましたが、報告事項ですので質問事項はご容赦願います。

議長 それでは議事に入ります。議案第61号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第61号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。

樫尾参事 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の更新案件となります。貸付人は〇〇市〇〇在住の〇〇さん、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は契約更新となります。期間は〇〇年間となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び2番については、15番荒木田委員よりお願いします。

15番荒木田 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号3番については、3番草薢委員よりお願いします。

3番草薢 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号4番については更新案件ですので、現地確認報告は省略します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第61号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定します。(9時17分)

議長 次に議案第62号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 それでは議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について内容の説明を致します。整理番号1番と2番につきましては関連がありますので一括で説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇に在住の〇〇さんです。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は整理番号1番と同じく〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。整理番号1番2番ともに転用目的は一般個人住宅、施設につきましては、整理番号1番は一般個人住宅及び店舗等、整理番号2番は一般個人住宅となります。

整理番号1番の転用理由につきましては、現在〇〇で診療所を開業していますが、今後出身地である仙北市での開業を目指していることから、申請地に住居及び店舗の建設を行うとのこと。また整理番号2番につきましては

樫尾参事 は、現在角館町内の〇〇に居住しているが、〇〇の退任と妻の退職を機に申請地に一般個人住宅を建築するとのこと。なお、整理番号1番及び2番の申請地につきましては、隣接地であり、都市計画区域内の用途地域内の農地となります。このことから第3種農地と判断しております。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び2番については、15番荒木田委員よりお願いします。

15番荒木田 《総会資料に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定します。(9時27分)

議長 次に議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号11番を上程します。利害関係者の退席を求めます。5番小玉委員。

《5番小玉委員 退席》(9時28分)

議長 それでは議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号11番についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは整理番号11番を説明致します。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇

竹下主査 〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号11番については、4番鈴木委員より現地確認報告をお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号11番についてはこの策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時34分)

議長 利害関係者の退席を求めます。

《5番小玉委員 退席》(9時34分)

議長 次に議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号17番及び18番を上程します。利害関係者の退席を求めます。7番大石委員。

《7番大石委員 退席》(9時35分)

議長 それでは議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号17番及び18番について、事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号17番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号18番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号17番及び18番については、14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号17番及び18番についてはこの策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時39分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《7番大石委員 復席》(9時39分)

議長 次に議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

議長 の承認についてのうち、整理番号11番、17番及び18番を除いて一括上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は公益社団法人秋田県農業公社、譲受人は田沢湖〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、公社特例売買事業での取得であり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。なお資金につきましてはスーパーL資金での取得となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は公益社団法人秋田県農業公社、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、公社特例売買事業での取得であり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。なお、自己資金での取得となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。自己資金での取得となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

竹下主査 筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は〇〇市に在住の相続人代表者〇〇さん、賃借人は整理番号9番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

竹下主査 整理番号12番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号13番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号14番及び15番につきましては、再設定案件ですので説明は割愛させていただきます。整理番号16番から19番までは農地中間管理機構による一括方式の貸借となります。こちらにつきましては11月24日開催の農用地利用調整会議において承認頂きました案件となりますので、こちらも説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号1番、2番及び5番については、15番荒木田委員よりお願いします。

15番荒木田 《現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 次に整理番号4番及び6番については、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

議長 次に整理番号7番、8番、16番及び19番については、14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 次に整理番号9番及び10番については、4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》
議長 次に整理番号12番、13番については、私から報告します。

17番藤村 《現地確認報告》
議長 整理番号14番及び15番につきましては、再設定ですので現地確認報告は省略します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり整理番号11番、17番及び18番を除き、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、整理番号11番、17番及び18番を除いて、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時57分)

議長 次に議案第64号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見についてのうち、整理番号1番、2番及び3番を上程します。利害関係者の退席を求めます。11番青柳委員。

《11番青柳委員 退席》(9時58分)

議長 それでは議案第64号整理番号1番、2番及び3番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは議案第64号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見についての、整理番号1番、2番及び3番について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の権利移転案件となります。所有者は角

竹下主査 館町〇〇地区の〇〇さん、権利の移転を受ける者は角館町〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間の残期間です。賃借料については、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の権利移転案件となります。所有者は角館町〇〇地区の〇〇さん、権利の移転を受ける者は整理番号1番と同じく合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間の残期間です。賃借料については、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法賃貸借の権利移転案件となります。所有者は角館町〇〇地区の〇〇さん、権利の移転を受ける者は整理番号1番及び2番と同じく合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間の残期間です。賃借料については、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号1番から3番については、4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり整理番号1番、2番及び3番については、原案のとおり決定し、答申することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第64号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号1番、2番及び3番について、原案のとおり決定し、答申することに決定します。(10時9分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《11番青柳委員 復席》(10時9分)

議長 次に議案第64号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号4番を上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは議案第64号整理番号4番について、内容の説明を致します。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、機構法賃貸借の権利移転案件となります。所有者は角館町〇〇地区の〇〇さん、権利の移転を受ける者は角館町〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間の残期間です。賃借料については、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を11番青柳委員よりお願いします。

11番青柳 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり整理番号4番については、原案のとおり決定し、答申することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第64号農用地利用集積計画等促進計画案に関

議長 する意見についてのうち、整理番号4番について、原案のとおり決定し、答申することに決定します。(10時16分)

議長 次に議案第65号農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾参事 それでは議案第65号農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願について、内容を説明致します。整理番号1番及び2番は関連がありますので一括で説明致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有者につきましては、登記名義は大蔵省であり、所管は東北財務局秋田財務事務所となります。買受適格証明申請者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。

整理番号2番、農地の所在は整理番号1番と同じく〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有者につきましては、仙北市であり、所管は仙北市長 田口知明となります。買受適格証明申請者は整理番号1番と同じく〇〇さんです

申請内容の詳細について説明致します。整理番号1番及び2番の3筆の農地は、現在〇〇さんの農地の隣接地ではありますが、境界がはっきりとせず、30年以上前から〇〇さん当人の誤認により耕作がされてきました。その間、所有者である大蔵省・仙北市より特段連絡等もなく、本年度に市管財課が市有財産の調査時に判明したことから、東北財務局と市、〇〇さんで協議した結果、農地を売買すると結論がでております。そのために本申請において、〇〇さんがその農地を買受できる適格者であるか否かの審議をすることとなっております。審議の方よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告を4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第65号農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願について、申請者を買受適格者とするにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第65号農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願について、申請者を買受適格者とするに決定します。

(10時24分)

議長 次に議案第66号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。本議案については、市農業振興課から説明をお願いします。

《市農業振興課 鈴木補佐 入室》(10時25分)

議長 それでは説明をお願いします。

鈴木補佐 《議案第66号仙北農業振興地域整備計画について説明》

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第66号仙北市農業振興地域整備計画に対する意見決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第66号仙北農業振興地域委整備計画に対する意見決定について、原案のとおり決定し、答申することとします。

(10時38分)

《市農業振興課 鈴木補佐 退室》(10時38分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 協議事項 無し

阿部局長 連絡事項 (1)今後の日程について

*12月19日(火)午前9時 農用地利用調整会議

角館庁舎1階101.102会議室

*12月20日(水)午後4時 令和5年度第13回農業委員会総会

西木温泉クリオン

*令和6年1月5日(火)午前10時 新任農業委員・推進委員研修会

角館庁舎2階202会議室

*令和6年1月10日(水)午前9時 令和6年第1回農業委員会総会

角館庁舎1階101.102会議室

議長 これで令和5年第12回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(10時46分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和5年12月8日

議 長

署 名 員 5 番

署 名 員 6 番
